航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　航空機の運航（第百三十三条―第二百九条の二）	第六章　航空機の運航（第百三十三条―第二百九条の四）
第七章・第八章　（略）	第七章・第八章　（略）
第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十）	第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の八）
第十章　（略）	第十章　（略）
附則	附則
（業務の実施に関する事項等）	（業務の実施に関する事項及び業務規程の認可の申請）
第三十九条　（略）	**第三十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。	（新設）
一　第一項第二号に掲げる事項のうち業務に用いる施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更	
二　第一項第三号に掲げる事項のうち業務の実施に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更	
三　前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更	
4　法第二十条第四項の規定により業務規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。	（新設）
一　氏名又は名称及び住所	
二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）	
三　実施日	
（出発前の確認）	（出発前の確認）
第百六十四条の十五　法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。	**第百六十四条の十五**　法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報（以下「航空情報」という。）	三　法第九十九条の規定により国土交通大臣が提供する情報（以下「航空情報」という。）
四～六　（略）	四～六　（略）
2　（略）	2　（略）